

件 名	「堺あったかぬくもりプラン3」(案)の策定について																								
経過 現状・課題	<p>【経過】</p> <p>平成 17 年 3 月 堺あったかぬくもりプラン(第 1 次計画)の策定(平成 17~20 年度) ⇒社会福祉協議会区事務所の設置、校区ボランティアビューローの設置、お元気ですか訪問活動の実施 等</p> <p>平成 21 年 3 月 新・堺あったかぬくもりプラン(第 2 次計画)の策定(平成 21~25 年度) ⇒いきいき堺市民大学の実施、権利擁護サポートセンターの設置、地域福祉ねっとワーカーの配置 等 ※堺市社会福祉協議会(以下「社協」と合同策定</p> <p>平成 25 年 1 月 「第 3 次堺市地域福祉計画策定に向けた基礎調査」の実施</p> <p>平成 25 年 7 月~ 「第 3 次堺市地域福祉計画策定懇話会」の開催(4 回) 「社会福祉審議会地域福祉分科会」の開催(2 回) 「堺市地域福祉計画推進庁内委員会」の開催(2 回)</p> <p>【現状】</p> <table border="1" data-bbox="320 878 1450 1043"> <thead> <tr> <th></th> <th>人口</th> <th>世帯数</th> <th>65 歳以上人口</th> <th>高齢化率</th> <th>65 歳以上単身人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 17 年 3 月</td> <td>840,647 人</td> <td>345,540 世帯</td> <td>148,147 人</td> <td>17.6%</td> <td>34,540 人</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年 3 月</td> <td>847,775 人</td> <td>365,631 世帯</td> <td>179,508 人</td> <td>21.2%</td> <td>43,768 人</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年 3 月</td> <td>849,348 人</td> <td>377,086 世帯</td> <td>204,140 人</td> <td>24.0%</td> <td>55,652 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○支援が必要な人の増加(高齢者、障害者手帳所持者、生活困窮者 等)</li> <li>○福祉制度の改正に伴う施設から地域(在宅)への移行</li> <li>○地域のつながりの希薄化、孤立化</li> <li>○担い手の高齢化・固定化、負担感の増 など</li> </ul>		人口	世帯数	65 歳以上人口	高齢化率	65 歳以上単身人口	平成 17 年 3 月	840,647 人	345,540 世帯	148,147 人	17.6%	34,540 人	平成 21 年 3 月	847,775 人	365,631 世帯	179,508 人	21.2%	43,768 人	平成 25 年 3 月	849,348 人	377,086 世帯	204,140 人	24.0%	55,652 人
	人口	世帯数	65 歳以上人口	高齢化率	65 歳以上単身人口																				
平成 17 年 3 月	840,647 人	345,540 世帯	148,147 人	17.6%	34,540 人																				
平成 21 年 3 月	847,775 人	365,631 世帯	179,508 人	21.2%	43,768 人																				
平成 25 年 3 月	849,348 人	377,086 世帯	204,140 人	24.0%	55,652 人																				
事業内容	<p>【計画の位置づけ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「第 3 次堺市地域福祉計画」及び「第 5 次堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画」を一体的に策定</li> <li>・わたしたちが協働して地域福祉に取り組むうえでの「共有する指針」であり、「健康福祉のマスタープラン」 ※「わたしたち」とは、「市民・団体」「事業者・企業」「社協」「市・関係機関」など</li> </ul> <p>【計画期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 26 年度~平成 31 年度の 6 年間</li> </ul> <p>【推進目標】</p> <p>「<b>ふ</b>だんの・<b>く</b>らしの・<b>し</b>あわせ」をめざし、私たちの“自治”と“協働”の力で、「地域生活を支えるしくみ」を充実します</p> <p>【市の重点取組み事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ “<u>早期に的確な支援につながるしくみ</u>”をつくります ○生活困窮者の自立を支援する、「自立相談支援機関」の設置 ○相談者の負担軽減や相談機関の連携強化のためのツールの作成 等</li> <li>■ “<u>地域福祉の担い手</u>”を増やし、新たなサービスや活動につなぎます ○謝礼程度で自身の特技を活かしたサービスを提供する、有償型の活動の推進 ○ソーシャルビジネスの推進によるシルバー世代の新たな就労の場の創出 等</li> <li>■ “<u>つながり</u>”を広げ、安全・安心なまちづくりをすすめます ○地域のつながりハート事業への専門職の活動支援による“つながり”づくりの推進 ○徘徊 SOS ネットワークの構築、認知症サポーターの拡大 等</li> </ul>																								

	<p><b>【社協の重点取り組み事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市の重点取り組み事項と連動しながら、重点的に取り組む活動・事業を規定</li> </ul> <p><b>【今後のスケジュール（予定）】</b></p> <p>平成26年1月 パブリックコメントの実施</p> <p>平成26年3月 計画の策定</p>
効果の想定	誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らせる地域づくりの実現
関係局との政策連携	危機管理室、市民人権局、子ども青少年局、各区役所、教育委員会事務局 等

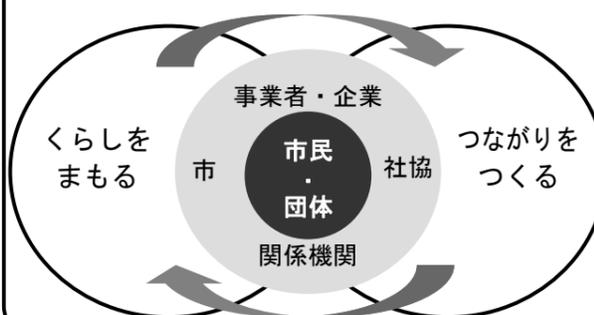
# 「堺あったかぬくもりプラン3」(案)の概要

(第3次堺市地域福祉計画・第5次堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画)

## 【これまでの経過】

- ◆堺あったかぬくもりプラン (平成17年度～20年度) (第1次堺市地域福祉計画)
  - ・堺市社会福祉協議会区事務所の設置
  - ・校区ボランティアセンターの設置 ・お元気ですか訪問活動 等
- ◆新・堺あったかぬくもりプラン (平成21年度～25年度) (第2次堺市地域福祉計画・第4次堺市社協総合推進計画)
  - \*堺市社会福祉協議会(以下「社協」と合同策定)
  - ・いきいき堺市民大学の実施 ・権利擁護センターの設置
  - ・地域福祉ねっとワーカー(CSW)の配置 等

## 【地域福祉の考え方】



- くらしをまもる**  
だれにも起こりうる“困りごと”への対応
- つながりをつくる**  
地域のことは地域で解決しようとする地域づくり

## 【計画の位置づけと計画期間】

- ◆「第3次堺市地域福祉計画」(根拠:社会福祉法第107条)及び「第5次堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画」を一体的に策定
- ◆わたしたちが協働して地域福祉に取り組むうえでの「共有する指針」であり、「健康福祉のマスタープラン」
  - \*「わたしたち」とは、「市民・団体」「事業者・企業」「社協」「市・関係機関」などの多様な主体
- ◆期間:平成26年度～31年度の6年間

## 【新たな動向や地域からの声】

- ・支援が必要な人の増加(高齢者、障害者手帳保持者、生活困窮者 等)
- ・福祉制度の改正に伴う施設から地域(在宅)への移行
- ・地域のつながりの希薄化、孤立化
- ・担い手の高齢化・固定化、負担感が大きい
- ・ちょっとした困りごとへの支援が必要
- ・総合と名の付く専門「相談窓口」があり過ぎてわからない

## 【推進目標】

「**ふ**だんの・**く**らしの・**し**あわせ」をめざし、わたしたちの“自治”と“協働”の力で、「地域生活を支えるしくみ」を充実します

## 【取り組みの視点】

- ① “困りごと”を予防し、早期の支援につなぐ
- ② 的確な支援ができるしくみと体制をつくる
- ③ 暮らしやすい地域の環境や協働をすすめるしくみを整える

## 【役割分担と協働の考え方】

- ◆ **市民**: 地域福祉を自らの課題として捉え、互いに支え合うコミュニティづくりに取り組む <自助・互助>
- ◆ **団体**: さまざまな活動を通じて、地域のつながりづくりや福祉課題の解決に取り組む <共助>
- ◆ **事業者・企業**: 福祉課題を持つ人の自立生活の支援や、市民等の地域福祉活動の支援を行う
- ◆ **社協**: 地域福祉活動の参加促進、個々の活動支援、民間と行政の“つなぎ役”を担う
- ◆ **市や関係機関**: 地域福祉全体を推進していくための地域福祉の活動支援や条件整備を行う

この推進目標を実現するため

## 【わたしたちが“ともに”取り組むこと】

### 《10の目標》・《20の項目》

- 1 地域福祉を知る・学ぶ**
  - (1) 情報の活用
  - (2) 学習・話しあい
- 2 “困りごと”を見つける**
  - (3) 気づき・発見
  - (4) 支援へのつなぎ
- 3 適切な支援につなぐ**
  - (5) 総合的な相談支援
- 4 “困りごと”を予防する**
  - (6) “困りごと”の予防
  - (7) 暮らしの増進
- 5 サービスや活動を充実する**
  - (8) サービスの充実・開発
- 6 担い手を充実する**
  - (9) 人材の確保
  - (10) スキルアップ
- 7 地域での活動を支援する**
  - (11) 活動への支援
- 8 つながりを広げる**
  - (12) つながりづくり
  - (13) 支えあい
  - (14) つながりづくりのサポート
  - (15) 地域福祉のネットワークづくり
  - (16) まちづくりとの連動
- 9 生活しやすく安全なまちをつくる**
  - (17) ユニバーサルデザインのまちづくり
  - (18) 防災・安全
- 10 一人ひとりの権利をまもる**
  - (19) 日常生活のサポート
  - (20) 虐待・権利侵害の防止

## 【わたしたちの実施プラン】

### その1 市が先導的・重点的に取り組むこと

(※) 関連計画と整合性を図って年次的に事業化し、市民・事業者等と協働で実施。

#### 1. “早期に的確な支援につながるしくみ”をつくります

- (1) 生活に困窮している人の自立を総合的に支援するしくみを構築します
  - 生活困窮者の自立を支援する、「自立相談支援機関」の設置 等
- (2) 気軽に相談でき、適切な支援につながるしくみをつくります
  - 相談者の負担軽減や相談機関の連携強化のためのツールの開発
  - 住み慣れたまちで自分らしくいきいきと暮らせる、「地域包括ケア」の推進 等

#### 2. “地域福祉の担い手”を増やし、新たなサービスや活動につなぎます

- (1) “地域福祉志向”の担い手づくりを体系的にすすめます
  - 市等からの様々な研修等を体系的、一元的に提供するための中核的な機能の検討
  - 「いきいき堺市民大学」で堺・地域を愛する、“担い手”の育成 等
- (2) 地域のかをを活かしたサービスや活動をつくります
  - 謝礼程度で自身の特技を活かしたサービスを提供する、有償型の活動の推進
  - 「ソーシャルビジネス」の推進によるシルバー世代の新たな就労場の創出 等

#### 3. “つながり”を広げ、安全・安心なまちづくりをすすめます

- (1) “つながりづくりの支援”を充実します
  - 地域のつながりハート事業への専門職の活動支援による“つながりづくり”の推進 等
- (2) 分野を超えてつながる“地域福祉のネットワーク”を充実します
  - 徘徊 SOS ネットワークの構築、認知症サポーターの拡大
  - ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 等

その2 社協が重点的に取り組むこと (第5次地域福祉総合推進計画)

その3 各団体・事業者が重点的に取り組むこと

その4 地域が重点的に取り組むこと

(※) その3・その4 はこのプランの推進のなかで、各々が自ら作成。

# 堺あったかぬくもりプラン3 (案)

## 【計画の構成】

### 第1章 プランの策定にあたって

【P. 2】

1. 今回のプランづくりの背景と目的
2. 堺市の地域福祉の取り組み
3. 堺市の地域福祉をとりまく新たな動向と対応すべき課題
4. このプランの策定・推進に関する基本的な事項  
(1) プランの位置づけ (2) 期間 (3) 策定方法 (4) 推進方法

### 第2章 地域福祉推進の基本的な考え方

【P. 14】

1. このプランの推進目標

「ふだんの・暮らしの・しあわせ」をめざし、  
わたしたちの“自治”と“協働”の力で、「地域生活を支えるしくみ」を充実します

2. その実現に向けた取り組みの視点  
○“困りごと”を予防し、早期の支援につなぎます  
○的確な支援ができるしくみと体制をつくります  
○暮らしやすい地域の環境や協働をすすめるしくみを整えます
3. 役割分担と協働の考え方  
○市民・団体 ○事業者・企業 ○社協 ○市・関係機関
4. エリアごとの取り組みとエリア間の連携の考え方  
○小学校区(サブエリア:自治会など) ○区(サブエリア:複数小学校区) ○堺市全域

### 第3章 地域福祉推進のために“ともに”取り組むこと

【P. 18】

- |                    |  |
|--------------------|--|
| 1) 地域福祉を知る・学ぶ      | (1) 情報の活用 (2) 学習・話しあい  |
| 2) “困りごと”を見つける     | (3) 気づき・発見 (4) 支援へのつなぎ   |
| 3) 適切な支援につなぐ       | (5) 総合的な相談支援   |
| 4) “困りごと”を予防する     | (6) “困りごと”の予防 (7) 暮らしの増進   |
| 5) サービスや活動を充実する    | (8) サービスの確保・開発   |
| 6) 担い手を充実する        | (9) 人材の確保 (10) スキルアップ  |
| 7) 地域での活動を支援する     | (11) 活動への支援  |
| 8) つながりを広げる        | (12) つながりづくり (13) 支えあい (14) つながりづくりのサポート<br>(15) 地域福祉のネットワークづくり (16) まちづくりとの連動 |
| 9) 生活しやすく安全なまちをつくる | (17) ユニバーサルデザインのまちづくり (18) 防災・安全   |
| 10) 一人ひとりの権利をまもる   | (19) 日常生活のサポート (20) 虐待・権利侵害の防止   |

### 第4章 わたしたちの実施プラン

【P. 24】

- その1 市が先導的・重点的に取り組むこと
- その2 社協が重点的に取り組むこと(第5次地域福祉総合推進計画)
- その3 各団体・事業者等の実施プラン
- その4 地域別の実施プラン

# 第1章 プランの策定にあたって

## 1. 今回のプランづくりの背景と目的

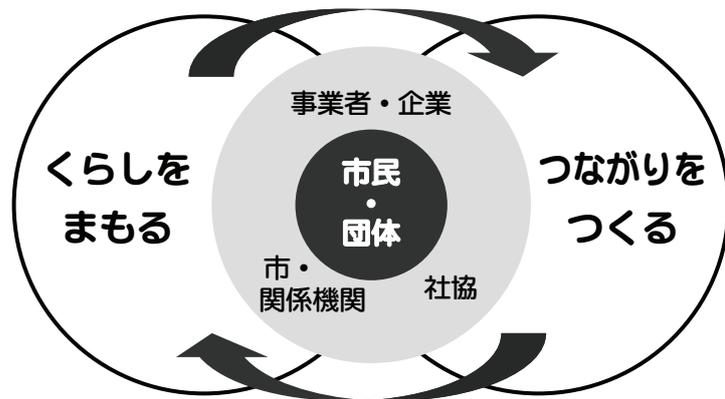
### 「だれもがしあわせな暮らしを実現できる地域づくり」のために

堺市では、「未来へ飛躍する自由・自治都市」をめざして、市民・団体、事業者・企業、社会福祉協議会（社協）、市・関係機関などの多様な主体（この計画では「わたしたち」と表記します）の自治と協働によるまちづくりがすすんでいます。

わたしたちはお互いに尊重しあいながら、それぞれの力を発揮して主体的に行動し、だれもが安全・安心に、育ち、住み、働き、遊び、学び、しあわせな暮らしを実現できる地域づくりをめざしています。

### 【ふ】だんの【く】らしの【し】あわせを、地域の力でつくっていくよう

わたしたちはだれでも、暮らしのなかでひとりでは解決できない“困りごと”（※）に出会うことがあります。それらを予防したり、適切に対応して【「ふ】だん】の【「く】らし】の【「し】あわせ】を保つよう、【福祉】のしくみがつくられてきました。このように《くらしをまもる》ことに加え、地域に関わる人々が自分たちのまちや仲間を大切に思い、“ともに”取り組むことを通じて、より住みよい地域に変えていくための《つながりをつくる》ことも、地域にねざした【地域福祉】のとても重要な役割だと考えています。



少子高齢化の進行や社会・経済のグローバル化など、わたしたちの暮らしの環境は大きく変化してきました。価値観や生活のスタイルが広がって“困りごと”も多様化し、画一的な法律や制度だけで対応することは難しくなっています。

そこで、暮らしに密着した身近な地域の、顔が見える関係のなかで、だれもが必要なときには“受け手”となり、各々ができることで“担い手”にもなって、みんなが役割を担って支えあう【地域福祉】が、いっそう重要になってきました。

地域ではつながりの希薄化が多く地域に共通する課題となっていますが、《くらしをまもる》・《つながりをつくる》取り組みに、それぞれができることで気軽に参加し、協力して取り組んでいくことで、“新たなつながり”を広げていきたいと考えています。

（※）このプランでは、わたしたちが共感しあえるさまざまな「生活のしづらさ」や「ちょっとした困りごと」などを幅広くとらえて、“困りごと”と表現しています。

## わたしたちが協働して取り組むうえで「共有する指針」を策定しました

堺市では、自由・自治都市の気風を受け継ぐ市民の力で、地域福祉が推進されてきました。その蓄積のもとに、平成21年に「新・堺あったかぬくもりプラン」を策定し、地域福祉の基盤となるしくみづくりをすすめてきました。

こうした成果を活かしてさらにステップアップし、新たに出てきた課題にも対応していくよう、より多くの市民・団体、事業者・企業などが参加し、市・関係機関等もいっそう協働して、「未来へ飛躍する自由・自治都市」にふさわしい“地域生活を支えるしくみ”をつくっていきたいと思います。

そのためにわたしたちが「共有する指針」として、このプランを策定しました。

### わたしたちがめざす【協働】は

堺市では、「市民活動団体との協働マニュアル」で、協働を「それぞれの立場や特性を認め合い、共通する課題の解決や目的の実現に向け、社会ニーズに沿ったサービスを提供するなどの協力関係」と定義しています。

わたしたちは、地域福祉を推進するという共通の目標の実現をめざし、“少しでもできること・得意なこと”で、それぞれの持ち場で参加します。そして、お互いの思いを尊重し、対等な立場で協力しあうことで、より大きな力を生み出していきます。

このような  
“自治”と“協働”の力で

### わたしたちがめざす【堺の将来像】は

堺市の都市経営の基本戦略である「堺市マスタープラン さかい未来・夢コンパス」では、めざすべき堺の将来像をつぎのように定めています。

#### 未来へ飛躍する自由・自治都市

～ 安らぎ・楽しみ・活躍する場として「希(のぞ)まれるまち」へ～

先人から受け継いだ歴史と文化、自由と自治の精神を礎として、未来に向けて挑戦し続け、飛躍する都市であること、また、人が住む・憩う「安らぐ場」、訪れる・遊ぶ「楽しむ場」、働く・学ぶ・投資する「活躍する場」として「希(のぞ)まれるまち」であることをめざします。

そして、「市民一人ひとりが主役となって、自らのまちをつくりあげ、幸せを実感している」、また、「すべての子どもが健やかに成長し、夢の実現に向けて無限の可能性に挑戦している」姿をイメージし、実現に向けて取り組んでいきます。

#### ○ 社会福祉協議会（社協）とは

「福祉のまちづくり」をめざして地域福祉を推進する、営利を目的としない公共性の高い民間組織です。通称は「社協」で、社会福祉法に基づき全国的に設置されています。

堺市社協は1952（昭和27）年に結成され、1960（昭和35）年に社会福祉法人格を取得しました。だれもが安心して暮らせる住みよいまちづくりのために、地域福祉をすすめるさまざまな事業を行っています。

（参考：松端克文「地域福祉推進における2つの機能と専門性」ミネルヴァ書房『よくわかる地域福祉（第5版）』2012年）

## 2. 堺市の地域福祉の取り組み

### 地域にねざしたさまざまな地域福祉活動が行われてきました

堺市では、自治会などの身近な地域での支えあいや、有志の市民や事業者などの地域福祉活動が古くから行われてきました。

高度経済成長期を通じて都市化や核家族化が進行し、ひとり暮らしの高齢者が増えるなど、地域での暮らしが徐々に変化してきました。地域の課題を共有し、協力して解決していくために、昭和44年から小学校区ごとに「校区福祉委員会」が結成され、地域の状況に応じた活動が展開されてきました。

また、昭和60年には「ボランティア育成強化基本計画」が策定され、さまざまな課題に対応するボランティア活動が広がっていきました。

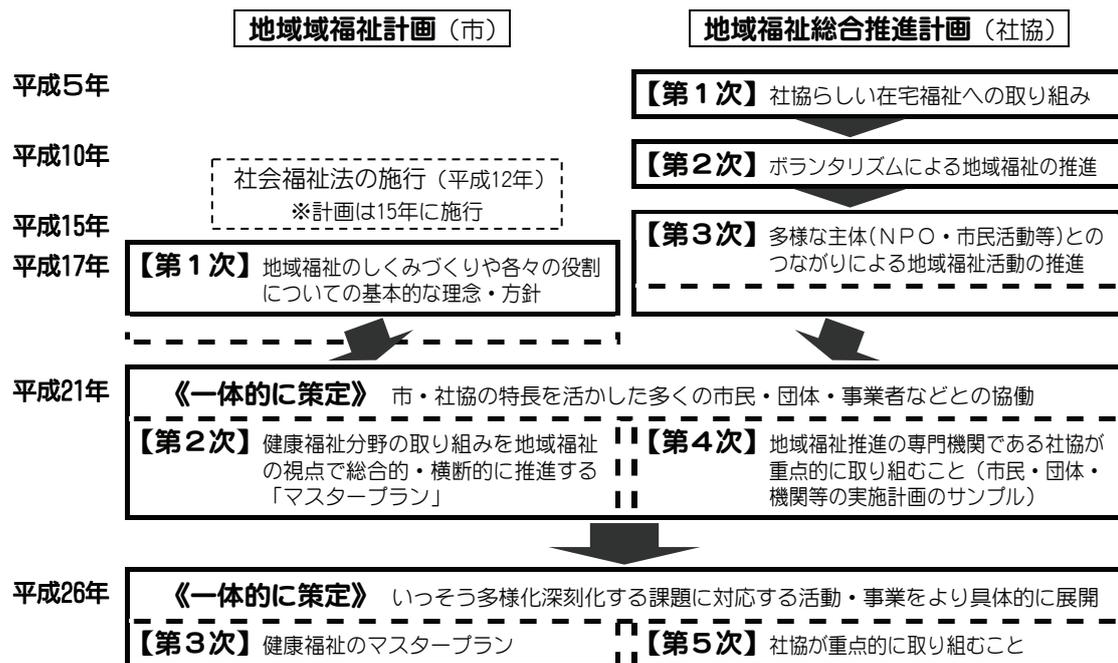
### 地域福祉を効果的に推進していくための計画づくりもすすめてきました

こうした取り組みを効果的に推進するために、地域福祉の推進機関である社協は、平成5年から概ね5年ごとに、そのときどきの課題をテーマとした「堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画」を策定・推進してきました。

社会や経済の変化をふまえて、わが国の社会福祉の基礎的な構造改革が平成12年に行われました。“新しい福祉”として地域福祉が積極的に推進されることになり、堺市は平成17年に「堺市地域福祉計画（愛称：「堺あったかぬくもりプラン」）」を策定しました。

そして、市と社協は「地域福祉計画」と「地域福祉総合推進計画」を連動させて推進してきました。その経験を活かし、平成21年に2つの計画を包含する「新・堺あったかぬくもりプラン」を、「公」と「民」が協働するかたちで策定しました。

#### 《地域福祉の計画づくりの経過》



## 計画を推進するなかで、さらなる課題が見えてきました

「新・堺あったかぬくもりプラン」は、「地域福祉への参加と協働をいっそうすすめよう」、「地域生活を支えるしくみを充実しよう」を取り組みの柱に掲げ、その実現のために市民・団体、事業者、社協、市が協力して“ともに”取り組むことを決めました。

この計画もふまえて市民・団体・事業者や社協などによるさまざまな地域福祉活動が展開されています（主な活動を p.6 に記載しています）。

また、この計画を【健康福祉のマスタープラン】として各分野の計画が推進され、市民のニーズに応じた各種事業が展開されています（取り組みのうち、支援の入口となる主な相談窓口を p.7 に記載しています）。

この計画では、取り組みの柱に対応する先導的な事業として、市民と市の協働事業としての「いきいき堺市民大学」、地域福祉をすすめるコーディネーターとなる「地域福祉ねっとワーカー」、弱い立場に置かれがちな人を支える「権利擁護サポートセンター」を重点的に推進してきました。これらは、今後の取り組みを推進するうえでの基盤として一定の成果をあげてきましたが、つぎのような課題も見えてきました。

- \* 「いきいき堺市民大学」の修了生による「SS倶楽部」など、自主的な活動が広がっていますが、地域の活動にいっそうつなぐことが課題です。
- \* 「地域福祉ねっとワーカー」だけで多くの課題に対応していくには限界があり、各分野の専門機関との役割分担もすすめて、コミュニティソーシャルワークの機能を広げていくことが求められています。
- \* 「権利擁護サポートセンター」の周知がまだ十分ではなく、関係者の理解を得ながら、認知症高齢者の増加や障害者の地域移行などで増大する権利擁護ニーズに対応する担い手を増やしていく必要があります。

このように、今後の地域福祉では、ますます多様化し、増大している地域生活における“困りごと”に的確に対応していくために、地域福祉の担い手となる人材を増やし、関連分野とも連携を図っていくことが、特に重視すべき課題になっています。

また、地域福祉のさまざまな課題を解決するよう、より多くの市民・団体、事業者・企業、市・関係機関などの参加と協働のもとで、このプランを着実に推進していくことが求められます。

### 【重点的に取り組むべき課題】

地域福祉の担い手を増やすとともに、多様な主体が“地域福祉の視点”で連携・協働し、これまでの成果を活かしてステップアップを図っていく必要があります。

## 堺市における【地域福祉】の取り組みから

### 《地域福祉活動》

#### ○ 校区福祉委員会の活動

小学校区を単位として93の委員会が設置されています。自治会、民生委員児童委員会、老人会などの各種団体から選出された福祉委員が中心となって、住民主体の地域ボランティア活動をすすめており、住民の課題を共有して「たすけあいの輪」を広げることで、悩みや困りごとをもつ人が孤立することのない「だれもが安心して暮らせる地域づくり」を推進しています。

#### (地域のつながりハート事業)

地域の方々が交流を通してつながっていけるよう、在宅生活に支援が必要な人への個別援助活動、高齢者・障害者・子育て中の人とのサロンなどのグループ援助活動、校区ボランティアビューロー、お元気ですか訪問活動などの活動を行っています。

#### ○ 民生委員児童委員・主任児童委員の活動

地域の推薦に基づいて984人（平成25年9月現在）が委嘱され、障害者や児童、高齢者、生活に困っている人などの相談に応じ、福祉サービスの利用などが必要な場合は行政や関係機関等とのパイプ役を務めています。また、災害時に支援が必要な人の把握などにも取り組んでいます。主任児童委員（87人）は児童健全育成活動や子育て支援活動に取り組んでいます。

#### ○ 地域組織の活動

自治会（町内会）は、住民がみんなで協力し、より住みよく明るいまちづくりのために、防災、防犯、交通安全、青少年の健全育成、人権、健康づくり、美化やごみ問題などのさまざまな活動を行っており、校区福祉委員会と連携して地域福祉活動にも取り組んでいます。また、老人会・女性会・子ども会・青年団などの団体も、多彩な活動を行っています。

#### ○ ボランティア活動・NPO法人等市民活動

市民や団体によるボランティア活動・市民活動はまちづくりや市民生活に関するさまざまな分野で行われています。主に地域福祉に関する活動を支援する拠点として社協が設置しているボランティア情報センターと各区ボランティア相談コーナーには、個人ボランティア約1,700人、ボランティアグループ約250団体が登録しています。

また、堺市内に主たる事務所を置くNPO法人は256法人（平成25年9月現在）です。市は市民活動コーナーを設置し、NPOなどの市民活動を支援するための情報提供を行っています。

#### ○ 当事者活動

福祉的な支援を受ける立場の人が、それぞれの経験を活かしながら課題を解決する活動を、高齢者、障害者、子育てなどの分野のさまざまな団体が行っています。

#### ○ 福祉教育・ボランティア学習

社協では、学校や地域、企業など、市民一人ひとりが福祉を身近な問題として考え地域福祉について学ぶ機会として、キャップハンディ事業（障害疑似体験）や体験備品の貸出、夏のボランティア体験プログラム、各種ボランティア講座を実施しています。また、学校や各種関係機関・団体においても福祉やボランティアの教育や学習を目的に、さまざまな取り組みを行っています。

## 堺市における【地域福祉】の取り組みから

### 《相談窓口など》

#### 【区や地域にある相談窓口】

- 保健福祉総合センター（生活支援課・地域福祉課・子育て支援課・保健センター）  
保健福祉総合センターは各区にあり、高齢者、障害者、子育て分野の福祉サービスや介護保険、生活保護などの相談や利用に関する業務などを行っています。保健センターでは、健康づくりや地域保健の推進、精神障害や難病のある人への支援などに関する業務を行っています。
- 地域包括支援センター・基幹型包括支援センター・在宅介護支援センター  
地域包括支援センターは複数小学校区ごとに21か所設置し、地域の関係機関との連携を図りながら、高齢者の福祉や介護、健康や医療などに関する相談や、権利擁護、介護予防などの支援を総合的に行っています。基幹型包括支援センターは、高齢者の総合相談・支援を行うとともに、困難事例などに地域包括支援センターと連携して対応するよう、各区役所内に設置しています。
- 障害者基幹相談支援センター  
福祉サービスの利用をはじめ、障害者が地域で生活していくうえでのさまざまな相談を受け、関係機関と連携しながら支援する窓口として、各区役所内に設置しています。また、区域の相談機関のまとめ役や区障害者自立支援協議会の事務局を担い、よりよい相談支援体制に向けた環境整備も行っています。
- 社協区事務所・ボランティア相談コーナー・地域福祉ねっとワーカー  
校区福祉委員会やボランティアなどによる地域福祉活動を支援する拠点として、社協の区事務所とボランティア相談コーナーを各区役所内に設置しています。地域福祉ねっとワーカーは、社協区事務所に配置された専門職のひとつで、どこに相談すればよいかわからない困りごとなどをいったん受け止めて、地域のさまざまな力をつないで解決するとともに、そうした課題への対応がスムーズにすすむしくみづくりに取り組んでいます。
- 居宅介護支援事業所（介護保険）・指定相談支援事業所（障害福祉サービス）  
居宅介護支援事業所は介護保険サービスの利用に関する相談にのり、ケアプランの作成やサービスの調整を行います。指定特定相談支援事業所は障害福祉サービスの利用に関する相談、サービス等利用計画の作成やモニタリングを、また、指定一般相談支援事業所は施設や病院などを出て生活を希望する障害者に、地域生活への移行や継続を支援します。
- 福祉施設やサービス提供事業所  
福祉施設や福祉サービスを提供する事業所では、サービスを利用している人を支援するとともに、地域で生活している人の相談にも応じ、必要に応じて適切な窓口につなぐなどの支援を行っています。
- 校区ボランティアビューロー  
校区福祉委員会が、地域の会館や学校・福祉施設、公民館などを利用し、地域の人々がだれでも気軽に立ち寄り、交流したり情報を得るとともに、ちょっとした悩みごとへの相談にボランティアが対応する窓口を定期的に開設しています。

#### 【堺市全域を対象とした専門相談機関】

- 地域福祉に関わる市レベルの相談機関として、つぎのような機関を設置しています。
- ・ 障害者総合相談情報センター ・ 発達障害者支援センター ・ 障害者就業・生活支援センター
  - ・ 重症心身障害者（児）支援センター ・ 難病患者支援センター ・ ユースサポートセンター
  - ・ 女性センター ・ 女性自立支援センター ・ 配偶者暴力相談支援センター ・ 子ども相談所
  - ・ こころの健康センター ・ 障害者更生相談所 ・ 権利擁護サポートセンター

### 3. 堺市の地域福祉をとりまく新たな動向と対応すべき課題

#### 地域福祉をとりまく状況は、現在もさまざまに変化しています

「新・堺あったかぬくもりプラン」を策定した平成21年度以降も、堺市の地域福祉をとりまく状況はさまざまに変化しています。

#### 【生活の状況が変化し、支援を必要とする人が増えています】

堺市の人口は、平成21年3月末は847,775人、平成25年3月末は849,348人と、ほぼ横ばいで推移しています。一方、世帯数は365,631世帯から377,086世帯に増加し、小世帯化がすすんでいます。

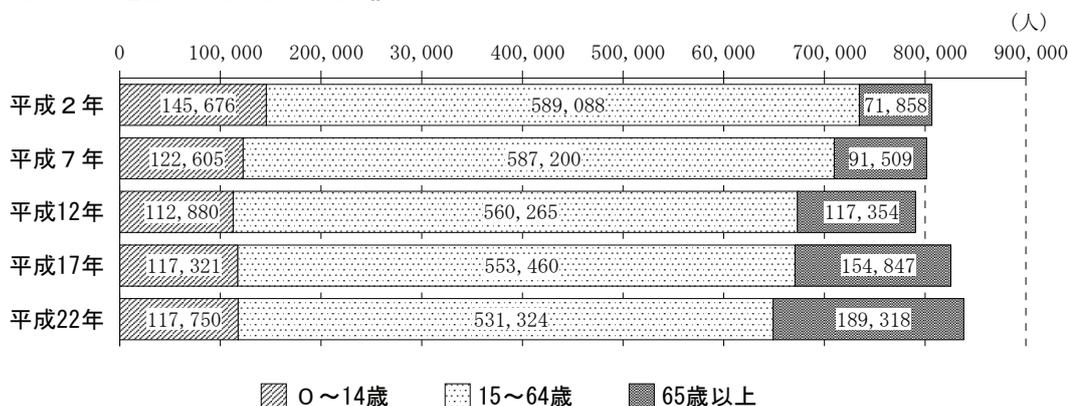
少子高齢化がいつそう進行し、平成21年3月末から25年3月末の4年間に、65歳以上の高齢者の割合（高齢化率）は21.2%から24.0%に増加し、ひとり暮らしや夫婦など、高齢者のみの世帯も増えています。介護保険の介護認定を受けた人は35,957人から43,818人と約22%増加し、障害者手帳や障害福祉サービスの受給者証をもつ人も増加するなど、日常生活の支援や介護を必要とする人が増えています。

一方、15歳未満の年少者は121,056人から118,614人と約2%減少しています。子どものいる世帯の大半は核家族世帯であり、子育ての不安感や孤立感を感じる人も少なくありません。

社会構造の変化にともなう非正規雇用者や就職困難者の増加など、不安定な雇用情勢によって生活保護を受給する人が増えています。また、「無縁社会」という言葉に示されるように、地縁・血縁関係の希薄化などによって社会的孤立の状態にある人は、社会とのつながりが弱いためニーズが発見されにくく、さまざまな事情から支援を拒否する人も少なくありません。複合化・深刻化した課題を抱えて生活に困窮している人の支援に積極的に関わり、自立を効果的に支援する新たな取り組みが必要になっています。

堺市の平成25年度予算における民生費（福祉に関する費用）は約1,549億円で一般会計の約43%となっています。さらに特別会計で介護保険が約602億円、国民健康保険が1,019億円など、健康や福祉のための財源も増大してきています。

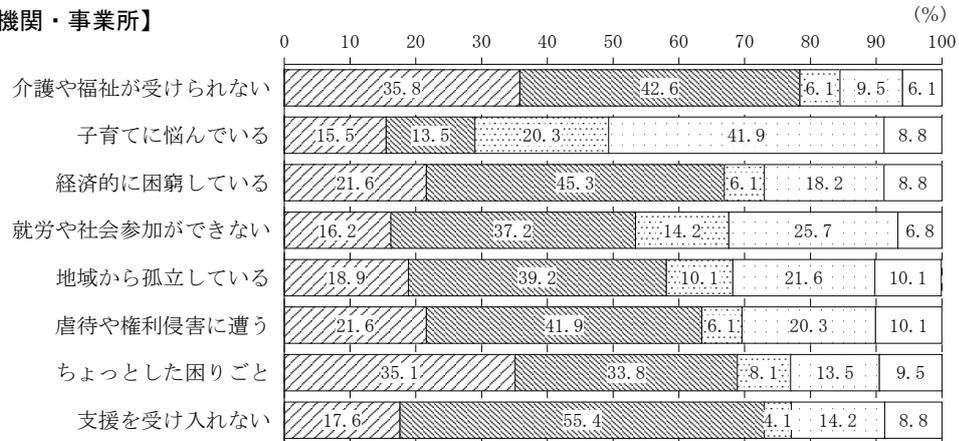
《年齢別人口の推移（国勢調査から）》



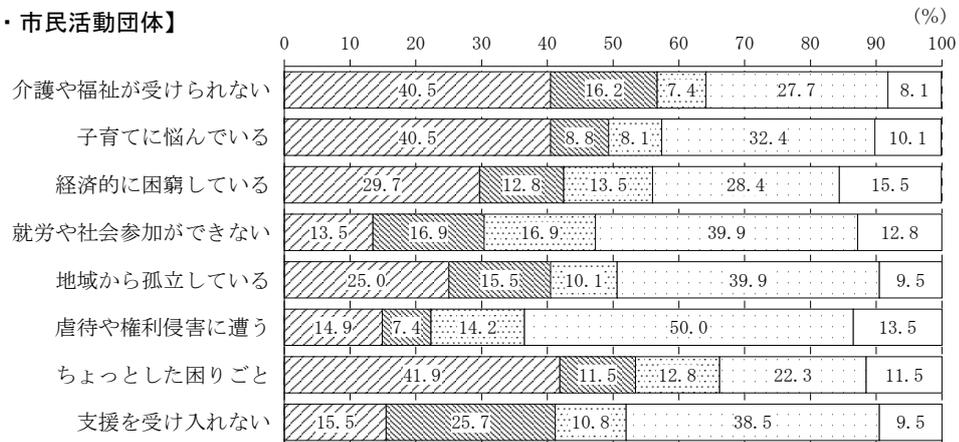
《相談を通じた日常生活の課題》（基礎調査から）

Q. 市民の日常生活に関するつぎのような課題の相談に対応していますが、また、対応されるなかで困難を感じているものがありますか。

【相談機関・事業所】



【地域・市民活動団体】



対応している
  対応して困難を感じている
  特に対応はしていない
  課題に直面していない
  無回答

上のグラフは、市内で地域福祉に関わる相談支援を行っている機関・団体等を対象として平成25年1月に実施したアンケート調査の回答です。市民の日常生活に関して、既存の制度やサービス、地域福祉活動などでは十分に対応できず、必要な支援が得られなかったり、孤立や権利侵害などの状態に置かれている人の相談が、相談機関・事業所にも地域・市民活動団体にも持ち込まれており、その対応に困難を感じている機関・団体も多いということが示されています。また、支援が必要なのに本人が拒否して受け入れない人への対応も、大きな課題となっています。

【重点的に取り組むべき課題】

地域で生活していくうえでのさまざまな課題を的確に解決していくため、制度の狭間などにも対応できる、総合的な“しくみづくり”をすすめる必要があります。

## 【福祉の諸制度が、いっそう地域と密着してすすめるかたちが変わっています】

介護保険制度での「地域包括ケア」や障害者支援における「地域移行」の推進、「地域子ども・子育て支援事業」など、福祉に関する支援はいっそう地域と密着したかたちですすめていくことになりました。また、経済的に困窮する人の自立を支援する取り組みも本格的に始まります。こうした制度を効果的に活かして、堺市らしい地域福祉のしくみをつくっていくよう、地域の力をつないで市民のニーズを的確に把握し、協働して効果的に対応できるしくみを構築していく必要があります。

また、多くの問題をかかえて、ひとつの制度や専門機関だけでは支援が難しい場合も増えています。夕テ割りの制度を超えて連携できるしくみを地域にねざしてつくっていくことが求められており、狭い意味での福祉だけでなく、暮らしのさまざまな場面に関わる人や機関が協働し、地域生活を支えるしくみを充実していくことが求められます。

あわせて、障害者差別解消法が制定され、障害の有無にかかわらず共生する社会づくりのために障壁を解消する「合理的配慮」が求められることとなりました。また、災害対策基本法が改正されて、災害時に支援が必要な人を支える取り組みがいっそう推進されるなど、地域福祉に関わる諸制度の変化にも的確に対応していく必要があります。

### 《地域福祉に関する主な制度の動向》

(21年4月	新・堺あったかぬくもりプランを策定)
23年3月	介護保険法が改正
6月	障害者虐待防止法が成立(23年10月に施行)
8月	障害者基本法が改正
24年8月	社会保障制度改革推進法が施行 子ども・子育て関連3法が施行(子ども・子育て支援新制度は27年4月から実施)
25年4月	障害者総合支援法が施行
6月	障害者差別解消法が成立(28年4月に施行) 精神保健福祉法が改正(26年4月に施行) 災害対策基本法が改正
8月	社会保障制度改革国民会議が最終報告書を公表
10月	持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案を提出
〇月	生活困窮者自立支援法が成立(予定)
〇月	社会保障プログラム法が成立(予定)・介護保険法の改正へ

## 【地域での“つながり”も変化してきました】

地域福祉への期待がいつそう高まるなか、地域では活動を担う人々の固定化や高齢化がすすみ、新たな担い手づくりが課題となっています。

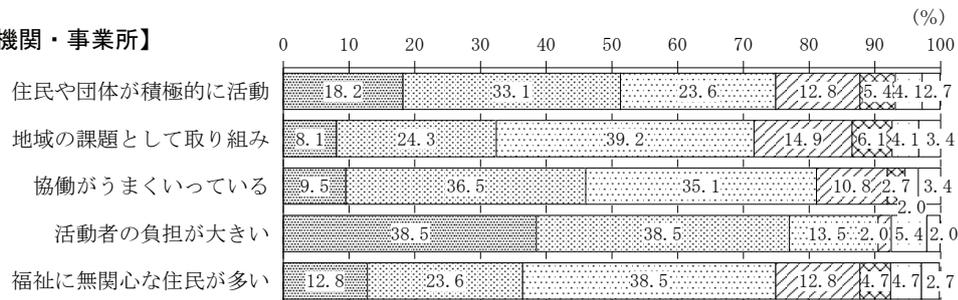
人々の価値観が多様化するなかで、昔のようなかたちで地域とつながることは難しい面もありますが、堺市では都市部としては活発に、小学校などでの身近な地域活動が行われています。また、災害ボランティア活動に多くの人々が参加し、特定のテーマを対象とした市民活動や当事者活動、事業者や企業などの社会貢献活動も広がるなど、地域に関わる活動に参加したいと考える人が少なくなったわけではありません。多様な人々がそれぞれの“思い”を理解しあい、情報なども共有しながら特長を活かして協働できるように、つなぐ場やしきみをいつそう充実していく必要があります。

より多くの人々が協働していくうえでの重要なテーマのひとつが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の経験からあらためて意識が高まっている「災害」への対応です。万一の災害時にだれもが安全に避難するためには、平時からの準備が不可欠です。特に、日常生活で“困りごと”をかかえている人は、災害時にも支援が必要になる可能性が高く、日常的につながり、支えあえるしきみをつくっていくことが、地域福祉の役割としても求められています。

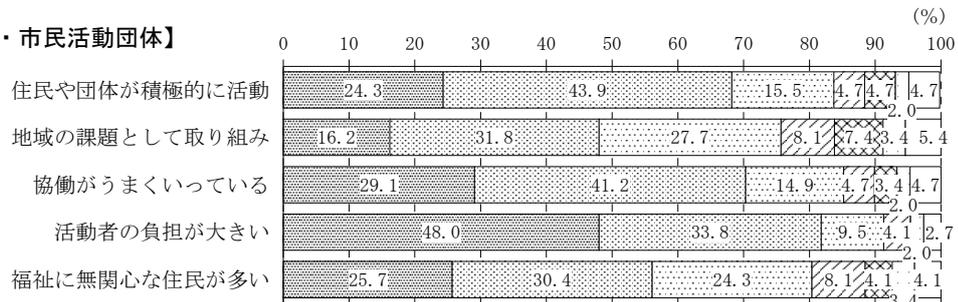
### 《「地域の福祉力」の状況》（基礎調査から）

Q. 地域福をすすめていくうえでの「地域の福祉力」（地域での支えあいなど）に関して、事業や活動が行われている地域の状況について、どのように感じていますか。

#### 【相談機関・事業所】



#### 【地域・市民活動団体】



そう思う  
 ややそう思う  
 どちらともいえない  
 あまりそう思わない  
 そう思わない  
 無回答  
 わからない

### 【重点的に取り組むべき課題】

だれもが孤立することなく、安心して暮らせる地域をつくっていくために、家族や地域の機能の変化もふまえた“新たなつながり”を構築していく必要があります。

## 4. このプランの策定・推進に関する基本的な事項

### (1) プランの位置づけ

#### 堺市の地域福祉を協働で推進する【健康福祉のマスタープラン】です

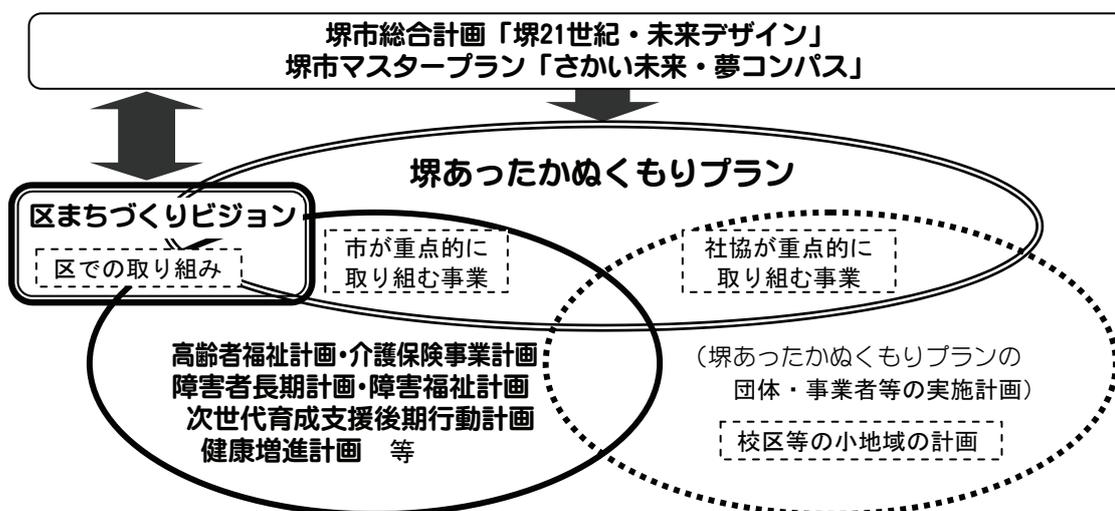
このプランは、「堺市地域福祉計画」と「堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画」を一体的に策定したものです。

「地域福祉計画」は、社会福祉法（第107条）に基づく市町村地域福祉計画です。堺市では、まちづくり基本方針である「堺市総合計画」（堺21世紀・未来デザイン）、「堺市マスタープラン」（さかい未来・夢コンパス）、これらのもとで各区の特性に応じて協働のまちづくりをすすめるための各区の「まちづくりビジョン」とともに、健康福祉分野の取り組みを一体的にすすめるための【健康福祉のマスタープラン】と位置づけ、各分野別計画や関連計画と連動させて推進します。

また、「地域福祉総合推進計画」は、地域福祉の推進機関である社協が、プランの期間において重点的に取り組む事項を定めた計画です。

堺市では、「公」と「民」が、それぞれの思いを出しあい、目標を共有して、役割を的確に担いながら協働して地域福祉を推進するために、これら2つの計画を一体的に策定しました。

#### 《プランの位置づけと他の計画との関係》



### (2) プランの期間

#### 平成26年度～31年度の6年間の計画で、中間で見直しを行います

このプランは、【健康福祉のマスタープラン】として、堺市の地域福祉のめざすべき姿を中期的な目標として示すとともに、3～5年を計画期間とする各分野別計画と連動させて的確に推進することを考慮し、平成26年度～平成31年度までの6年間の計画とし、平成28年度に進捗状況の評価や社会状況の変化などを検討し、後半の取り組みについての中間見直しを行うものとしします。

---

### (3) プランの策定方法

---

#### 堺市の地域福祉に関わる多くの人々の意見を反映して策定しました

協働で計画を策定するため、「公」（制度に基づくサービスなど）と「民」（主体的な活動など）の地域福祉に関わる機関・団体の代表などによって構成された「懇話会」で幅広い意見交換を行いながら、検討をすすめました。また、市と社協が合同で事務局を設置し、それぞれの特長を活かして役割を分担しました。

多くの意見を集約するため、アンケートによる基礎調査や関係機関・団体への意見聴取を行うとともに、計画の中間まとめ案に対するパブリックコメント（意見募集）を実施しました。また、「堺市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」、「堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画策定委員会」、「堺市地域福祉計画推進庁内委員会」でも検討を行い、それぞれの立場からの意見を反映しました。

---

### (4) プランの推進方法

---

#### それぞれが定める「実施プラン」を共有し、協力して推進していきます

このプランは【健康福祉のマスタープラン】として、堺市の地域福祉を推進するうえでの基本的な方向性を示したものであり、具体的な事業や活動は、各分野別の計画や、わたしたちがそれぞれ定める「実施プラン」において検討を行います。そして、お互いのプランを共有しながら、新たな人材、拠点、資金などの資源を生み出し、協働して推進します。

そのために、プランをわかりやすく伝える概要版を作成したり、さまざまな方法や機会などを通じて、このプランを多くの人や団体・機関などに周知するとともに、「実施プラン」を考えるための話しあいの場などをつくるなどの取り組みをすすめながら、参加と協働を呼びかけていきます。

また、こうした取り組みを的確にすすめていくための全体的な方向性の検討や総括的な振り返りは、計画策定にかかる意見交換を行った「懇話会」で、引き続き行います。あわせて、社協や市の庁内の計画推進委員会を通じて関係団体や市の関係部局・関係機関等が連携して、計画に基づく具体的な取り組みを推進します。

#### 地域の状況にあった取り組みを推進します

より地域の状況に応じた地域福祉を推進していくため、各区の「まちづくりビジョン」とも連動させて、区の特성에応じた「実施プラン」を作成するよう取り組みます。

また、地域福祉活動の基本的なエリアである小学校区において、より多くの住民や関係者などに参加を呼びかけながらこのプランに基づく取り組みをすすめるなかで、地域の状況やそれぞれの思いを共有していくしかけのひとつとして、校区の「実施プラン」づくりを推進していきます。

## 第2章 地域福祉推進の基本的な考え方

このプランを通じて堺市の地域福祉を推進していくうえで、わたしたちが共有していく基本的な考え方をつぎのように定めます。

### 1. このプランの推進目標

「新・堺あったかぬくもりプラン」を“ともに”推進してきた成果を活かして、さらにステップアップしていくための目標を、つぎのように定めます。

**「ふだんの・くらしの・しあわせ」をめざし、  
わたしたちの“自治”と“協働”の力で、  
「地域生活を支えるしくみ」を充実します**

だれもが「ふだんの・くらしの・しあわせ」を実現できるように、わたしたち〔市民・団体、事業者・企業、社協、市・関係機関等〕の一人ひとりが、お互いを尊重しあい、自治の意識をもってそれぞれができること・したいことで主体的に参加し、特長を活かして協働する「福祉コミュニティ」を広げていきます。

そして、暮らしのなかでの“困りごと”ができるだけ起こらないように、また、起こった場合も早期に適切な支援が受けられ、的確に解決できる取り組みが効果的にすすめられるように、堺市の「地域生活を支えるしくみ」をいっそう充実していきます。

### 2. その実現に向けた取り組みの視点

一人ひとりが主体的に参加し、“ひと”も“まち”も元気な魅力ある地域づくりをめざすという地域福祉の考え方をふまえ、つぎの視点を大切にして取り組みをすすめます。

#### ○ “困りごと”を予防し、早期の支援につなぎます

わたしたち一人ひとりが福祉を自分自身にも関わる身近な課題として理解し、自らが、地域で声をかけあいながら、日々の暮らしを豊かにし、できるだけ“困りごと”が起こらないように気をつけたり、もし起こってしまったときにも早く気づいて相談し、適切な支援につなぎます。

そのために、支援が必要なときは“受け手”となり、それぞれができることで“担い手”にもなれるよう、地域福祉についての的確な情報を得たり、学習する機会がもてるよう取り組み、問題に自ら気づいたり、近くの人に教えてもらったりしたときには、身近なところで相談でき、適切な支援につながるしくみをつくります。

## ○ 的確な支援ができるしくみと体制をつくります

介護や子育てなどを含め、福祉の諸制度が整備されてきました。生活困窮への支援もいっそう推進していくことになりました。これらを堺市の状況をふまえて効果的に活かし、必要なときに的確な支援を受けられるように、ニーズに対応できるサービスの提供体制を確保していきます。また、「民」の柔軟性や先駆性を活かし、必要に応じて「公」の施策としてより効果的に展開できるようにつないで、社会の変化にともなう新たなニーズや、制度の狭間などに対応したサービスも開発します。

そのために、「公」・「民」の地域福祉の担い手の力を大きくしていくよう、これまで関わりが少なかった層や分野の人々なども含めて、多くの人の参加と協働を積極的にすすめて、「自立」を支援するスキルや、それぞれの役割を尊重しながら「協働」する力を身につけた、“地域福祉志向”の人材養成をすすめます。

## ○ 暮らしやすい地域の環境や協働をすすめるしくみを整えます

これらの取り組みを効果的にすすめるに、だれもが安心して心豊かに暮らせる地域の環境を整えます。

心豊かな生活をおくれるあたたかなコミュニティづくりを、地域の現状をふまえていっそう推進し、だれもが孤立することのなくつながるしくみをつくります。そのなかで“心のバリアフリー”を推進し、権利侵害や虐待が起こらない地域づくりや、だれもが安全・快適に生活できるよう、ユニバーサルデザインのまちづくりをすすめます。あわせて、暮らしやすい地域づくりの基本として、災害や事故、犯罪などから安全な地域づくりにも取り組みます。

また、さまざまに広がる地域福祉の取り組みを、相互に関連づけながら効果的にすすめていくよう、課題や思いを共有し、協働していくための話しあいの場を、高齢、障害、子ども・子育てなどの分野別に構築されてきたネットワークを活かしつつ、地域福祉の視点でつなぎます。さらに、地域福祉の取り組みを「地域のまちづくり」と連動させ、より広がりのある取り組みとして推進していきます。

“困りごと”を予防し、早期の支援につなぎます

的確な支援ができるしくみと体制をつくります

暮らしやすい地域の環境や協働をすすめるしくみを整えます

### 3. 役割分担と協働の考え方

わたしたちは、それぞれが得意なことを活かしてつぎのような視点で役割を分担し、協働して地域福祉を推進していくよう、主体的に取り組んでいきます。

#### ○ 市民・団体の役割

一人ひとりの市民は、地域福祉を自分自身のこととしてとらえ、健康や生きがいづくり、よりよい生活づくりに心がけます。また、地域に関心をもち、お互いが理解しあって支えあうコミュニティづくりに取り組みます。

地域での暮らしに関わる活動を行っている団体（地域組織、ボランティア・NPO法人等市民活動団体、当事者団体など）は、より多くの市民に参加を呼びかけたり、市・専門機関、事業者・企業等とも協働しながら、それぞれが得意とする活動を通じて、地域のつながりづくりや課題の解決に向けて取り組みます。

#### ○ 事業者・企業の役割

地域の一員として、組織がもつ事業、人材、拠点、資金などの資源を活用し、地域の住民・団体や行政等とも協働して、地域福祉の推進に取り組みます。

特に、社会福祉法人をはじめ福祉・介護・子育て・健康などのサービスを提供する事業者は、各々の事業を通じて自立した暮らしを支えるとともに、専門性と公益性を活かし、地域や行政等とも協働して、福祉課題の解決に向けて取り組みます。

#### ○ 社協の役割

地域福祉を推進する専門機関として、多くの市民・団体、事業者・企業、市・関係機関などが参加し、話しあいを広げながら協働していくための“つなぎ役”としての機能をいっそう高めていきます。そして、各々の活動や事業がより“地域福祉志向”で推進されるよう、地域支援（コミュニティワーク）の専門性を活かすとともに、地域にねざしたソーシャルワーク（コミュニティソーシャルワーク）などを活用して、具体的な福祉課題の解決に取り組みます。

#### ○ 市・関係機関の役割

市民の生活課題を解決していくために、市民・団体、事業者・企業等との協働をいっそうすすめながら、「公」の責任のもとでのサービスや諸事業の充実を図ります。子どもや保護者の生活にも大きな関わりをもつ学校や幼稚園など教育機関と地域福祉のつながりを強化し、ライフステージを通じた地域での支えあいを推進します。

また、地域福祉推進に“ともに”取り組んでいくために、より多くの「民」（市民・民間）の人々が参加できるよう、しくみづくりや条件整備、支援などに取り組みます。

今回のプランでは、特に、これまで地域福祉との関わりが少なかった人や組織の参加と協働を積極的にすすめていくよう、より幅広い層の市民が参加しやすいしかけやきっかけづくり、福祉や生活のさまざまな分野に関わる、社会福祉法人をはじめとする事業者や企業（それらの団体等）、NPO法人、学校などへの呼びかけに力を入れ、地域で活動している人々との効果的な協働をすすめます。

## 4. エリアごとの取り組みとエリア間の連携の考え方

地域福祉はできるだけ暮らしに身近な地域ですすめていくことが基本ですが、課題によっては広いエリアで取り組んだ方が効果的な場合もあります。それぞれのエリアの特長を活かして活動や事業をすすめつつ、エリアを超えて協働できるよう3層のエリアと2つのサブエリアを設定し、つぎの点を基本とした取り組みをすすめます。

### ○ 地域に密着した福祉活動をすすめるエリア【小学校区】

校区自治連合会、校区福祉委員会、民生委員児童委員会をはじめ、地域にねざした団体の活動により多くの住民が参加するよう呼びかけるとともに、ボランティア・NPO法人等市民活動団体や当事者団体などのテーマ型の活動を行っている団体、事業者・企業、学校などともいっそう協働し、地域のつながりづくりや、災害時の支えあいなども含めた日常生活での課題を具体的に解決する取り組みを充実します。

#### 【より身近な地域（自治会エリアなど）】（サブエリア）

日常的なふれあい見守り、いざというときの支えあいなどをきめ細かく行っていくために、自治会などのより身近な地域での活動もすすめていきます。

### ○ 地域の状況に応じたケアをすすめるエリア【区】

堺市が推進する「都市内分権」と連動し、地域の状況に応じた地域福祉をいっそう充実するよう、各区の「まちづくりビジョン」とともに取り組みを推進します。

そのために、区民のニーズを的確に把握し適切な支援につないでいくよう、区保健福祉総合センターや基幹的な相談機関が連携して総合的な相談支援のしくみを構築するとともに、多様な生活課題を解決するための分野を超えたネットワークを強化します。

#### 【複数小学校区】（サブエリア）

「地域包括ケア」の考え方をふまえて、生活を支える相談支援やサービス・活動などが、身近なエリアで一体的に提供できるしくみを構築します。

そのため、日常の生活圏域となる地域にねざした相談支援機能を充実し、小学校区での活動や事業者・企業の取り組みも支援・連携しながら、さまざまな地域福祉の課題を解決するしくみづくりをすすめます。

### ○ 地域福祉の施策をすすめるエリア【堺市全域】

各エリアでの取り組みから課題を集約し、必要に応じて施策化したり専門的な支援を強化し、各々の取り組みを支援しながら、堺市全体の地域福祉を充実します。

また、堺市だけでは解決できない課題については、周辺自治体や大阪府、国などと協力して取り組んでいきます。

生活に密着した小学校区でも、地域のつながりが変化し、課題も多様になってきています。今回のプランでは、「地域包括ケア」の考え方もふまえ、複数小学校区を拠点とする専門機関や事業者等とも連携して、地域の課題に的確に取り組む体制を強化します。

また、まちづくりにおける「都市内分権」の考え方をふまえて、区の特性を活かした自治の力による地域福祉の取り組みをいっそう推進します。

## 第3章 地域福祉推進のために“ともに”取り組むこと

【だれもがしあわせなくらしの実現をめざして、わたしたちの“自治”と“協働”の力で、「地域生活を支えるしくみ」を充実します】という「このプランの推進目標」を実現するために、《3つの取り組みの視点》(p.14~15に記載しています)をふまえて、第4章の「わたしたちの実施プラン」(市が先導的・重点的に取り組むこと、社協が重点的に取り

### 《1.“困りごと”を予防し、早期の支援につなぎます》(1つめの取り組みの視点に対応)

取り組む目標	取り組む項目	第4章の「わたしたちの実施プラン」
1) 地域福祉を知る・学ぶ	(1) 情報の活用	○ 多様な情報を発信する
		○ 情報を必要とする人に的確に伝える
	(2) 学習・話しあい	○ 学ぶ場や機会を広げる
		○ 主体的な学習や話しあいをすすめる
2) “困りごと”を見つける	(3) 気づき・発見	○ “困りごと”に気づく
		○ 節目となる機会を活かして気づく
	(4) 支援へのつなぎ	○ 身近に相談できるところを増やす
		○ 積極的に関わる(アウトリーチする)
3) 適切な支援につなぐ	(5) 総合的な相談支援	○ 総合的な相談窓口をつくる
		○ 相談支援のネットワークを充実する
		○ 連携して支援するしくみをつくる
		○ 個人情報を適切に活用する
4) “困りごと”を予防する	(6) 困りごとの予防	○ 一人ひとりが取り組む
		○ 地域や組織で取り組む
	(7) 暮らしの増進	○ 健康や生きがいを高める
		○ 生活の安定を図る

組むこと、各団体・事業者の実施プラン、地域別の実施プラン) につないで “ともに” 取り組むこととして、1)～10)の《10の目標》と(1)～(20)の《20の項目》を、つぎのように定めます。

この方向性に沿って、それぞれが主体的に取り組むことや協働を呼びかけたいことなどを「実施プラン」として定め、お互いに共有しながら、協力して推進していきます。

につながる、わたしたちが取り組むためのキーワード		
* 各々が積極的に発信する	* 情報を集め、整理して見つけやすくする	* 情報を活かす方法を考える
* 情報への関心や受け取る力を高める	* 伝えたい人に応じて内容や方法を工夫する	
* いろいろなところ（家庭・地域・学校・職域など）で取り組む		
* 体験・交流などを取り入れて実践的に学ぶ・話しあう	* 学習や話しあいを活動につなぐ	
* 自分で気づく力を身につける	* まわりが気づいて伝える・つなぐ	
* 生活に関わるいろいろな機関や窓口で呼びかける・つなぐ		
* 身近な地域での相談活動・相談拠点を充実する	* 福祉事業者・医療機関などの相談機能を活かす	
* 相談機関が地域に出かける	* 支援が困難な人にアプローチし、寄り添って支える	
* 分野を超えて総合的に受け止める	* 区の窓口や相談機関が連携する	* 市などの専門機関が支援する
* 新たな課題（生活困窮者支援など）に対応する窓口をつくる		
* 相談を支援に的確につなぐ	* 連携のためのしくみやツールをつくる	
* 機関などを“つなぐ”機能（コミュニティソーシャルワークの機能）を強化する		
* 的確に引き継ぎ、継続的に支援するためのしくみやツールをつくる		
* 個人情報についての理解を深める	* 的確に管理・保護・活用するためのルールをつくる	
* 情報共有を活かした取り組みを開発する		
* 健康や生きがいを高める	* 生活に見通しをもち、いざというときに的確に対応できるように備える	
* ひとりの課題を地域の課題として取り組む	* 課題解決の経験をフィードバックして、効果的にすすめる	
* 健康づくりに主体的に取り組む	* さまざまな活動に参加する	* 社会や地域とのつながりをつくる
* 就労やソーシャルビジネス等での起業をすすめ、経済的な自立を高める		
* 地域の資源を活用し、住まいを確保する		

《2. 的確な支援ができるしくみと体制をつくります》(2つめの取り組みの視点に対応)

取り組む目標	取り組む項目	第4章の「わたしたちの実施プラン」
<b>5)</b> <b>サービスや活動を                      充実する</b>	(8) サービスの確保・開発	○ ニーズをふまえ計画的に確保する
		○ 効果的なサービス体系をつくる
		○ サービスの質を高める
		○ 新たなサービスをつくる
		○ 開拓的な活動に取り組む
		○ 事業化・施策化をすすめる
<b>6)</b> <b>担い手を充実する</b>	(9) 人材の確保	○ 担い手を発掘・養成する
		○ 多様な活動の場をつくる
		○ 多様な担い手がつながる
	(10) スキルアップ	○ 研修やスーパービジョンを充実する
○ “協働する力” を高める		
<b>7)</b> <b>地域での活動を支援する</b>	(11) 活動への支援	○ 利用しやすい拠点を増やす
		○ 財源を確保する
		○ 安心して活動できるように支える
		○ 助言や支援を充実する
		○ ネットワークを広げる

## につながる、わたしたちが取り組むためのキーワード

- \*分野別計画なども活かして、必要なサービスや供給体制を確保する      \*サービスや活動の内容を充実する
- \*分野を横断的につないで利用しやすくする・挟間をなくす  
\*“困りごと”を予防するサービス・活動を充実する      \*寄り添う支援を充実する
- \*担い手の意識やスキルを高める      \*支援が困難なケースへの対応力を高める  
\*課題や苦情をフィードバックする
- \*新たな制度に対応したサービスをつくる      \*地域の多様なニーズを把握し、応えるサービスをつくる
- \*ニーズに柔軟に応える先駆的な活動をすすめる      \*ソーシャルビジネスなどの新たな手法で取り組む
- \*新たなニーズや開拓的な取り組みの成果を、事業や制度につなぐ      \*そのためのしくみを充実する
- \*情報発信や研修を充実する      \*活動と出会う場やきっかけをつくり、参加につなぐ  
\*支援が必要な人なども含め、だれもが活動に参加する
- \*希望に応じて参加できる多様な内容・形態の活動をつくる      \*気軽に少ない負担で参加できる活動を増やす  
\*有償型の活動も推進する      \*プロボノ（専門家による社会貢献活動）を広げる
- \*地域型の活動とテーマ型の活動が協働する      \*地域の多様な組織（福祉事業所や企業など）の力を活かす
- \*いろいろなところ（地域や事業所など）で取り組む      \*研修を体系的にすすめるしくみをつくる
- \*“協働”についてみんなで学ぶ      \*地域の活動のリーダーを養成する  
\*自立支援や協働の力を身につけた“地域福祉志向”の人材を増やす
- \*地域の多様な資源を活かす      \*既存の資源の利用のしかたを見直し、使いやすくする
- \*多様な財源を活用する      \* “寄付文化”を広げる      \* 「公」の財源を効果的に使う方法を考える
- \*活動に関する保険などを充実する      \* 専門職などと協働したり、支援をすすめる
- \*いろいろな専門職が連携し、地域支援（コミュニティワーク）の機能・体制を充実する
- \*人と人、人と活動などを“つなぐ”機能（コミュニティソーシャルワークの機能）を強化する  
\*地域と事業所・関係機関などが協働した活動をすすめる

《3. 暮らしやすい地域の環境や協働をすすめるしくみを整えます》(3つめの取り組みの視点に対応)

取り組む目標	取り組む項目	第4章の「わたしたちの実施プラン」		
8) つながりと支えあいを 広げる	(12)つながりづくり	○ 心のバリアをなくす		
		○ 身近な地域でのつながりを強化する		
		○ 多様なつながりをゆるやかにつなぐ		
		○ 身近なつながりの場を増やす		
		○ 文化や生活の楽しみ活かす		
	(13)支えあい	○ 見守りや声かけをすすめる		
		○ 身近な困りごとを支えあう		
	(14)つながりづくりの サポート	○ “つなぐ”力を高める		
		○ エリアを越えた協働をすすめる		
	(15)地域福祉のネットワーク づくり	○ 多様なネットワークをつなぐ		
		○ プラットホームの機能を高める		
		○ 「公」と「民」の協働をすすめる		
		○ 活動を施策につなぐ		
	(16)まちづくりとの連動	○ 「区まちづくりビジョン」と連動する		
		○ 小学校区のまちづくりと連携する		
○ 分野を超えて連携する				
9) 生活しやすく 安全なまちをつくる	(17)ユニバーサルデザインの まちづくり	○ まちのバリアをなくす		
		○ 移動を便利にする		
	(18)防災・安全	○ 平時からの備えをすすめる		
		○ 支援が必要な人を支える		
		○ 災害時の支援体制をつくる		
		○ “顔が見える地域”をつくる		
		○ 弱い立場に置かれがちな人を守る		
		○ 安全な環境(ハード)を整備する		
		10) 一人ひとりの権利を まもる	(19)日常生活のサポート	○ 後見的な支援を充実する
				○ 積極的な支援をすすめる
(20)虐待・権利侵害の 防止	○ 孤立や問題に気づき、支える			
	○ 適切な対応をすすめる			

につながる、わたしたちが取り組むためのキーワード	
*“違い”についての理解や交流を広げる	*一方的に支援“する・される”関係を超える
*地域組織への参加を広げる	*つながりづくりや支えあいの活動をすすめる
*生活課題や災害対応をテーマにして、つながる機会をつくる	
*“だれもがどこかで”つながる取り組みをすすめる	*支援を受ける立場の人のつながりを広げる
*地域の多様な資源を活かしてつくる	*場に行きにくい人への支援をすすめる
*文化や趣味の活動を活かしてつながる	*地域の歴史や環境を活動に活かす
*身近な地域で取り組む	*生活関連サービス事業者などの多様な力を活かす
*“ちょっとした困りごと”を支えあう活動をすすめる	*“地域の問題解決力”を高める
*地域支援（コミュニティワーク）や“つなぐ機能”（コミュニティソーシャルワークの機能）を強化する	
*複数小学校区や区のエリアでの協働もすすめる	
*分野やエリアなどを超えてつながり、協議や協働ができる場やしくみを充実する	
*社協を「地域福祉のプラットフォーム」にする	*身近な地域（小学校区など）でプラットフォームをつくる
*お互いが理解を深め、協働の事業を広げる	
*先駆的な活動の成果や課題を活かし、事業や施策につなぐ	
*このプランの方向性も反映し、区の特성에んじた地域福祉をすすめる	
*まちづくりの活動とも連動し、地域福祉をすすめる	*校区の「実施プラン」を考える
*“福祉でまちづくり”や“まちづくりへの投資としての福祉”の視点で連携する	
*地域のさまざまなストック（自然、産業、施設、ネットワークなど）を地域福祉に活かす	
*建築物・都市施設・住宅などのバリアをなくす	*困ったときに支えあう意識を高める
*生活や社会参加のための移動を支援する	*公共交通サービスを充実する・バリアフリー化する
*いろいろなところ（家庭・地域・学校・職域など）で、日常の訓練や備えをすすめる	
*日常的な支えあいを深めるなかで、災害時に支えあえる関係を築く	
*要援護者を把握し、災害時に支援する体制をつくる	*生活しやすい避難所を確保する
*災害ボランティア活動への参加をすすめる	*事業者などとも連携して対応する体制をつくる
*地域の組織や活動を活かして、つながりを強化する	
*見守りや声かけの活動をすすめる	*犯罪や事故などの被害にあわないための学習をすすめる
*危険なところを調査し、改善する	
*日常的な支援や成年後見の活動を充実する	*市民後見人などの担い手を増やす
*“その人らしい生活を支える”視点で、権利擁護の質を高める	
*“権利”についての理解を広げる	*見守り・声かけをすすめる
	*連携して支える力を高める
*相談・通報などに適切に対応する	*問題解決を支援する力を高める

## 第4章 わたしたちの実施プラン

「地域福祉推進のために“ともに”取り組むこと」を具体的に推進していくために、わたしたち〔市民・団体、事業者・企業、社協、市・関係機関等〕は、お互いに協働しながらそれぞれが主体的に取り組む「実施プラン」を定めます。その一部として、この冊子には「市が先導的・重点的に取り組むこと」と「社協が重点的に取り組むこと」（第5次堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画）を掲載しました。

このプランを推進するなかで、各団体・事業者が取り組むこと、地域として取り組んでいくことなどをそれぞれの「実施プラン」として定め、お互いに共有しながら、協働して推進していけるよう、広く呼びかけていきましょう。

### 推進していく【実施プラン】

《その1》市が先導的・重点的に取り組むこと

《その2》社協が重点的に取り組むこと（第5次地域福祉総合推進計画）

《その3》各団体・事業者等の実施プラン

《その4》地域別の実施プラン

### わたしたちの実施プラン 《その1》

#### 市が先導的・重点的に取り組むこと

市が「実施プラン」作成して「地域福祉推進のために“ともに”取り組むこと」に取り組んでいくうえで、各々の取り組みをすすめる先導的な役割を担うために、堺市の地域福祉を取りまく課題をふまえて、つぎの事業を特に積極的・重点的に推進します。

これらは「堺市マスタープラン」（さかい未来・夢コンパス）や健康福祉の各分野別計画をはじめとする関連計画と整合性を図りながら、年次的に事業化し、市民・団体、事業者・企業、社協などと協働し、実施していきます。

#### 1. “困りごと”を予防し、早期の支援につなぐために

#### “早期に的確な支援につながるしくみ”をつくります

##### 【取り組みの方向】

- 社会構造の変化や生活課題の多様化・複合化によって、経済的な要因や社会的孤立などで生活に困窮している人の自立を支援するため、福祉・労働・教育などの分野の取り組みを、地域と連携して総合的・一体的にすすめるしくみを構築します。
- 地域での生活に関するさまざまな相談が、その人にとって身近なところででき、そこから的確な支援につながるしくみを、市民一人ひとりの主体的な関わりもすすめながら、さまざまな分野やエリアの「公」と「民」の力をつないでつくります。

## 【具体的に取り組む事項】

### (1) 生活に困窮している人の自立を総合的に支援するしくみを構築します

---

#### ○ 生活困窮者の自立に向けた一体的な支援を推進します

- ・社会構造の変化や生活課題の多様化等によって深刻な課題を抱える生活困窮者（経済的な要因や社会的孤立などで生活に困窮している人）の自立を支援するため、幅広く相談を受け止め、一人ひとりの状況に応じた支援プランを作成し、フォーマル・インフォーマルを組み合わせた多様な支援を一体的に提供する包括的・継続的な支援体制を構築します。
- ・支援体制の構築にあたっては、生活保護施策のなかで本市独自の取り組みとして実施してきた伴走的・重層的な就労支援、高校在学年齢の子どもへの学習支援等のノウハウや、市や社協がこれまで培ってきた地域との連携の成果を活かし、“個を地域で支え、個を支える地域をつくる”という理念を実践する堺モデルとして取り組みます。

#### ○ 「自立相談支援機関」を設置します

- ・生活困窮者の自立に関する相談支援の中核機関として、「自立相談支援機関」を区を基本的なエリアとして設置します。

#### ○ 地域を基盤とする相談拠点の整備に取り組みます

- ・「自立相談支援機関」のもとで地域に密着して生活に困窮している人のニーズをきめ細かく把握するとともに、地域の活動等とも連携した支援をすすめていくため、複数小学校区を基本的な単位とした「地域を基盤とする相談拠点」の整備に取り組みます。

### (2) 気軽に相談でき、そこから適切な支援につながるしくみをつくります

---

#### ○ 区役所で健康福祉の相談支援を総合的にすすめる機能を高めます

- ・区役所では、健康・福祉をはじめ市民生活に関わる各窓口・機関が、さまざまな相談を受け、連携して対応しています。
- ・保健福祉総合センターと、基幹型包括支援センター、障害者基幹相談支援センター、社協の区事務所や、新たに設置する「自立相談支援機関」などの各機関が、連携をいっそう強化し、多様な課題を総合的に受け止めます。また、分野ごとのネットワークをつないで、総合的に対応する機能を高めていきます。
- ・そのために、どの窓口からでも適切な支援につなぐための共通のツールを開発するなど、連携をすすめるための手法やしくみを検討します。

#### ○ 団体・事業者等と連携し、身近なところで相談できるネットワークを充実します

- ・地域では各種団体等による相談活動や、福祉事業所や施設、医療や教育関係機関などでの相談が、さまざまなところで行われています。こうした相談が個別に行われるだけでなく、より効果的につながっていくよう、団体・事業者や機関などのネットワークをさらに強化します。
- ・そのために、地域福祉に関する情報の提供や、協働して支援することへの理解を深めるための研修などを行います。また、各団体・事業者・機関等の役割を理解し、“どういうときに、どこにつなぐか”を共有して、的確に対応するためのフローづくりな

どをすすめます。

#### ○ 小学校区での相談の拠点と担い手づくりを推進・支援します

- 地域での日常的な活動などを通じて把握したニーズを支援につないでいくために、相談支援機関の専門職が「校区ボランティアビューロー」など地域に出向いて積極的に支援し、協働して対応をすすめていきます。
- また、専門職と連携し“寄り添って”相談支援の活動を担う人や、さまざまな人と活動の“つなぎ役”を養成するよう、研修などを行います。

#### ○ 高齢者が安心して生活できるよう、地域と連携した「地域包括ケア」を推進します

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して、自分らしい暮らしを続けることができるよう、関係機関が連携し、地域のなかで支えるしくみをつくっていくことが求められています。そのために、介護保険制度だけでなく、医療、介護、予防、生活支援、住まいのサービスが一体的に提供されるしくみづくり（地域包括ケア）を推進します。
- そのなかで、医療や介護などの多職種が協働する「地域ケア会議」を充実し、個別課題の解決を図るとともに地域課題を共有し、資源開発や地域づくりにつなぎます。

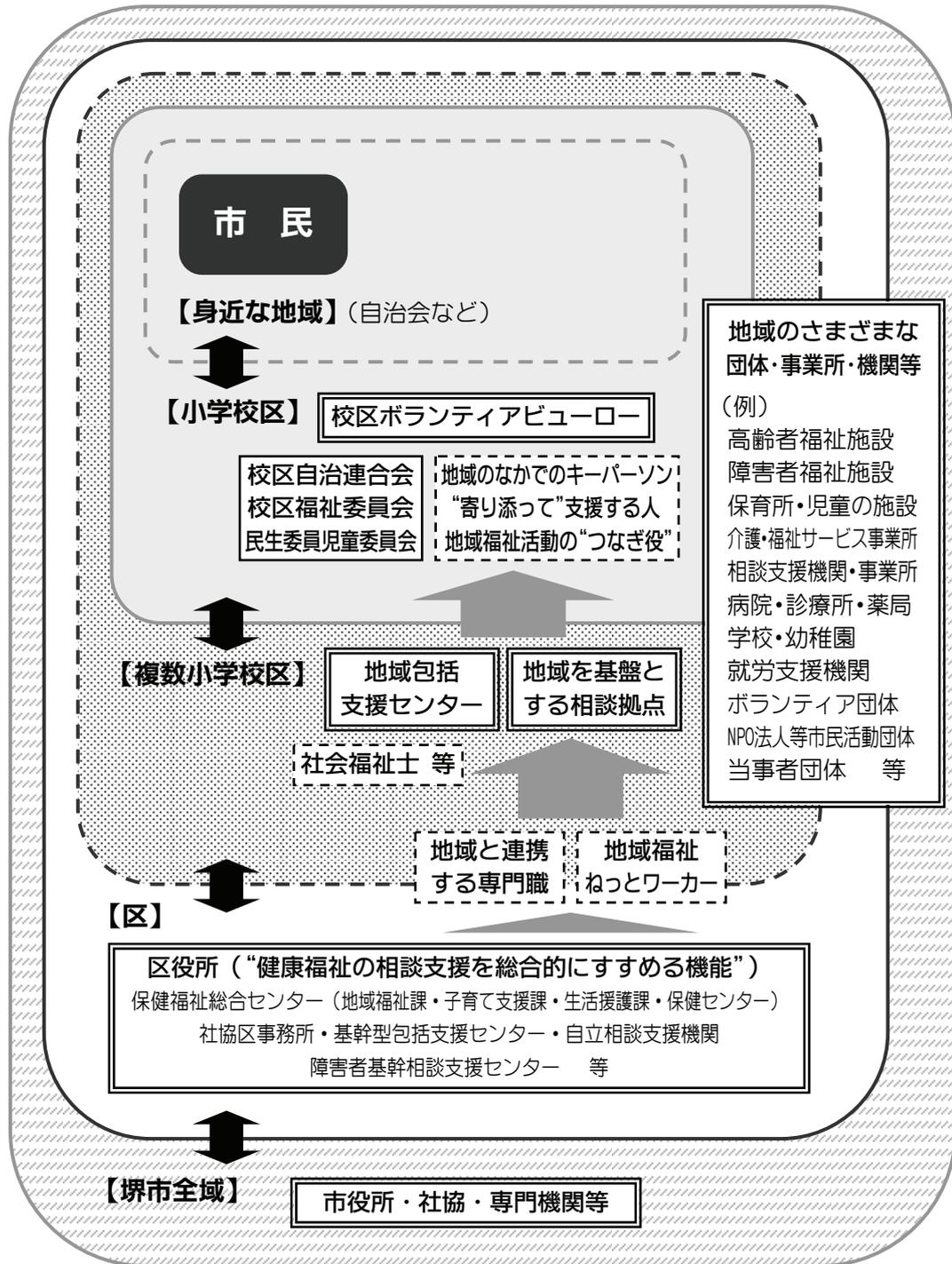
#### ○ 子育てや発達の課題を発見し、支援につなぐ取り組みを推進します

- 次代を担う子どもたちが健やかに育つように、地域の力をあわせて、社会全体で支援していくことが重要です。子どもの発達や子育てに関する支援は、乳幼児期、義務教育期、青年期などの時期によって、保健・医療、福祉、教育、就労などの分野のさまざまな機関や制度に基づいてすすめられています。これらがいっそう連携し一体的な支援ができるように、子どもや若者の支援を行う機関等のネットワークを強化し、分野やライフステージを超えた課題の共有や、協働による支援を推進します。

#### ○ 主体的な健康づくり・生きがいづくりを推進します

- 健康を保持増進し、生きがいを持って生活することは、生活習慣病や加齢に伴う機能低下によって引き起こされる“困りごと”の予防につながります。市民一人ひとりが、主体的に健康づくりや生きがいづくりに取り組めるように支援します。
- 健康づくりについては、より多くの人が身近なところで健康について情報を得たり、学習や話しあい、実践などの活動に参加することができるよう、地域福祉活動をすすめる団体や事業者等への呼びかけや支援を充実します。
- 生きがいづくりにについても、地域のさまざまな活動に参加し、活躍できる場や人とのつながりを広げていけるように、情報提供や呼びかけの工夫などを検討します。

《各エリアが連携した“総合的・重層的な”相談支援のイメージ》



(※) 各エリアでの取り組みや連携の考え方は p.17 に記載しています。

## 2. 的確な支援ができるしくみと体制をつくるために

### “地域福祉の担い手”を増やし、新たなサービスや活動につなぎます

#### 【取り組みの方向】

- このプランを推進し、堺市の地域福祉をすすめていくために、地域への思いをもつ市民や従事者・専門職を増やしていくよう、担い手づくりを体系的にすすめるしくみづくりと具体的な取り組みを、地域の実情をふまえて積極的にすすめます。
- これらの新たな担い手の活躍の場となると同時に、さまざまな立場の人、思いをもつ人が地域福祉の活動や事業につながり協働していくしかけとして、新たな発想と方法によるサービスや活動をつくります。

#### 【具体的に取り組む事項】

##### (1) “地域福祉志向”の担い手づくりを体系的にすすめます

###### ○ 研修やスキルアップをすすめる中核的な機能を検討します

- ・地域福祉の担い手づくりやスキルアップを効果的にすすめていくために、現在、さまざまところで行われている研修などを、地域福祉の視点で分野をまたきながら体系的・一元的に行っていきます。そのために、市、社協、事業者団体、大学等が連携し、カリキュラムの検討や研修の実施などを協働して推進する中核的なセンター機能をつくっていくよう検討します。
- ・この機能の検討は、以下のような“地域福祉志向”の研修を具体的に推進し、その成果をフィードバックしていくことで、実践的なしくみづくりをめざします。

###### ○ 「いきいき堺市民大学」での、地域の担い手づくりを充実します

- ・生きがいづくりと地域活動支援をめざして実施している「いきいき堺市民大学」の修了生が地域につながるよう、専門講座や地域での実習をより実践的・具体的な内容にするとともに、具体的な活動につなぐ機能を強化します。

###### ○ 地域のなかでのキーパーソンを養成します

- ・地域にねざした相談支援をすすめていくうえでは、専門職と連携し、寄り添ってきめ細かく支援する人が不可欠です。また、民生委員や福祉委員、自治会等の地域組織の役員やボランティアなど、地域で活動している方々や新たに活動に参加する人などが、お互いに理解して活動をすすめていくうえでの“つなぎ役”も重要です。こうした地域のなかでのキーパーソンを養成するために、活動のプログラムや支援のしくみの開発、養成のための研修などを行います。

###### ○ 多様な専門職が“地域福祉志向”で支援するための研修をすすめます

- ・地域福祉をすすめていくには、地域で暮らす一人ひとりの生活課題を地域の課題として普遍化し、個別の課題を地域の力を活かして解決すると同時に、地域の福祉力を高め、福祉コミュニティづくりや地域福祉のしくみづくりを総合的に行っていく必要があります。
- ・そのために、地域福祉ねつとワーカーが「コミュニティソーシャルワーク」の推進役を担い、福祉・介護・子育て・健康などの仕事に従事する専門職が地域福祉やコミュ

ニティソーシャルワークについての理解、協働をすすめていくためのスキルを高めるための研修を行います。

## (2) 地域の力を活かしたサービスや活動をつくります

---

### ○ 事業者や企業などの力を活かした取り組みを支援します

- 社会福祉法人をはじめとする福祉事業者は、それぞれがもつ事業、人材、拠点、資金などの資源を、利用者だけでなく地域にも還元し、市民の生活や団体等の活動を支援しています。これらをいっそうすすめ、施設の機能を地域にひらいて、堺市の地域福祉の充実に効果的に活かしていけるよう、主体的な取り組みを推進・支援します。
- また、市内の企業や堺市で事業を行っているさまざまな分野の団体などの力を地域福祉の面でも活かしていくように、事業化における共同研究や連携などに取り組みます。

### ○ 有償型の地域福祉活動を推進します

- 地域福祉活動は「対価を求めずに自主的に行う」ものとして、多くは無償で行われてきましたが、さまざまな“困りごと”を支えあう活動へのニーズが高まっているなかで、多様なかたちの活動をつくって担い手を確保することが必要になっています。また、無償で支援を受けることに負担を感じる人もおり、賃金にはあたらぬ低額の謝礼による有償型の地域福祉活動も広がりを見せています。
- 介護保険制度においても予防的な支援を市町村の事業に移行する方向が示されていることもふまえ、新たな支えあいのしくみとして、多様な世代の人々が経験や特技なども活かして参加する有償型の地域福祉活動を広げていくよう、活動の立ち上げや運営の支援などについて検討し、取り組みをすすめます。

### ○ ソーシャルビジネス(※)を推進します

- 社会的課題をビジネス的な手法を用いて対応するソーシャルビジネスが、新たな担い手として注目されています。ソーシャルビジネスは、地域のなかでの新たな就労・就業の場ともなるものであり、現在、それぞれの地域で行われている地域福祉活動についても、活動を継続していくための一つの方向性としてソーシャルビジネス手法を用いていくことも大切な視点です。ソーシャルビジネスについての市民の認知を広げていくよう情報発信をすすめるとともに、立ち上げ支援を行っていきます。

(※) 身近な地域に密着して推進するコミュニティビジネスを含みます。

### 3. 暮らしやすい地域の環境や協働をすすめるしくみを整えるために

## “つながり”を広げ、安全・安心なまちづくりをすすめます

#### 【取り組みの方向】

- 地域福祉の基盤となる地域での“人と人”、“人と組織や活動”のつながりを強化していくために、地域の実情や市民の意識の広がりに応じた多様な取り組みと、“つながりづくり”を専門的に支援する力を充実します。
- 地域の主体的な取り組みを支え、だれもがいつそう安心し、心豊かに暮らせる地域にしていくために、分野を超えてつながっていくネットワークや、安全・安心・快適に暮らせる環境づくりをすすめていきます。

#### 【具体的に取り組む事項】

##### (1) “つながりづくりの支援”を充実します

###### ○「地域のつながりハート事業」を、地域の状況に応じて推進します

- ・「地域のつながりハート事業」では、校区福祉委員会、民生委員児童委員会、校区自治連合会などが中心となって、サロン活動などでの交流を通じてつながりをつくるとともに、地域で支えあう活動がすすめられています。この事業をいつそう広がりのある地域福祉活動にしていくよう、地域の実情に応じてより主体的に展開できるしくみとして推進します。

###### ○ 多様な団体などが出会い、情報や思いを共有して話しあう場をつくります

- ・地域では、「小地域を基盤とした福祉活動」を行う地域組織と「特定のテーマに焦点をあてた福祉活動や事業」を行う団体などが多様な活動を展開しています。これらの団体が連携し、それぞれの強みを活かして、より効果的に活動・事業を展開していくことが求められています。そのために、これらの団体などが出会い、情報や思いを共有し、協働に向けた話しあいができる場を、内容に応じて市、区、校区などのエリアでつくります。

###### ○ 地域福祉ねっとワーカーや多様な専門職による“つながりづくり”を支援します

- ・地域のつながりづくりを支援する専門的な技術としてのコミュニティワークの機能を充実するよう、中核的な役割を担う地域福祉ねっとワーカーや社協のコミュニティワーカーの活動を支援します。
- ・地域福祉ねっとワーカーが推進役となり、地域や事業者等と連携する“堺モデル”として展開してきた「コミュニティソーシャルワーク」（地域を基盤とするソーシャルワーク）をいつそう効果的に広げていくよう、健康や福祉に関わる多様な専門職がコミュニティソーシャルワークの視点をもって連携していくことで機能を充実していくための配置や協働のあり方を検討します。

##### (2) 分野を超えてつながる“地域福祉のネットワーク”を充実します

###### ○ 分野を超えた連携やしくみづくりの協議ができる場をつくります

- ・地域でのさまざまな取り組みを通じて把握された課題や成果などを、分野を超えても

ちより、協力して解決するとともに、堺市全域で推進する必要があることなどについてのしくみづくりをすすめていくことが求められています。

- そのために、地域福祉の視点で分野を超えて連携していくためのネットワークを、各分野のネットワーク会議等とも調整を図りながらつくっていくよう取り組みます。
- また、そうしたネットワークを通じて共有した“分野を超えて対応が必要な課題”などへの対応をより効果的にすすめていくために、連携して解決したプロセスや成果も活かし“しくみ化”（事業化や施策化）につないでいくように、「関係機関・団体・事業者と行政の関係部局などが集まって協議を行う場」を設置するよう検討します。

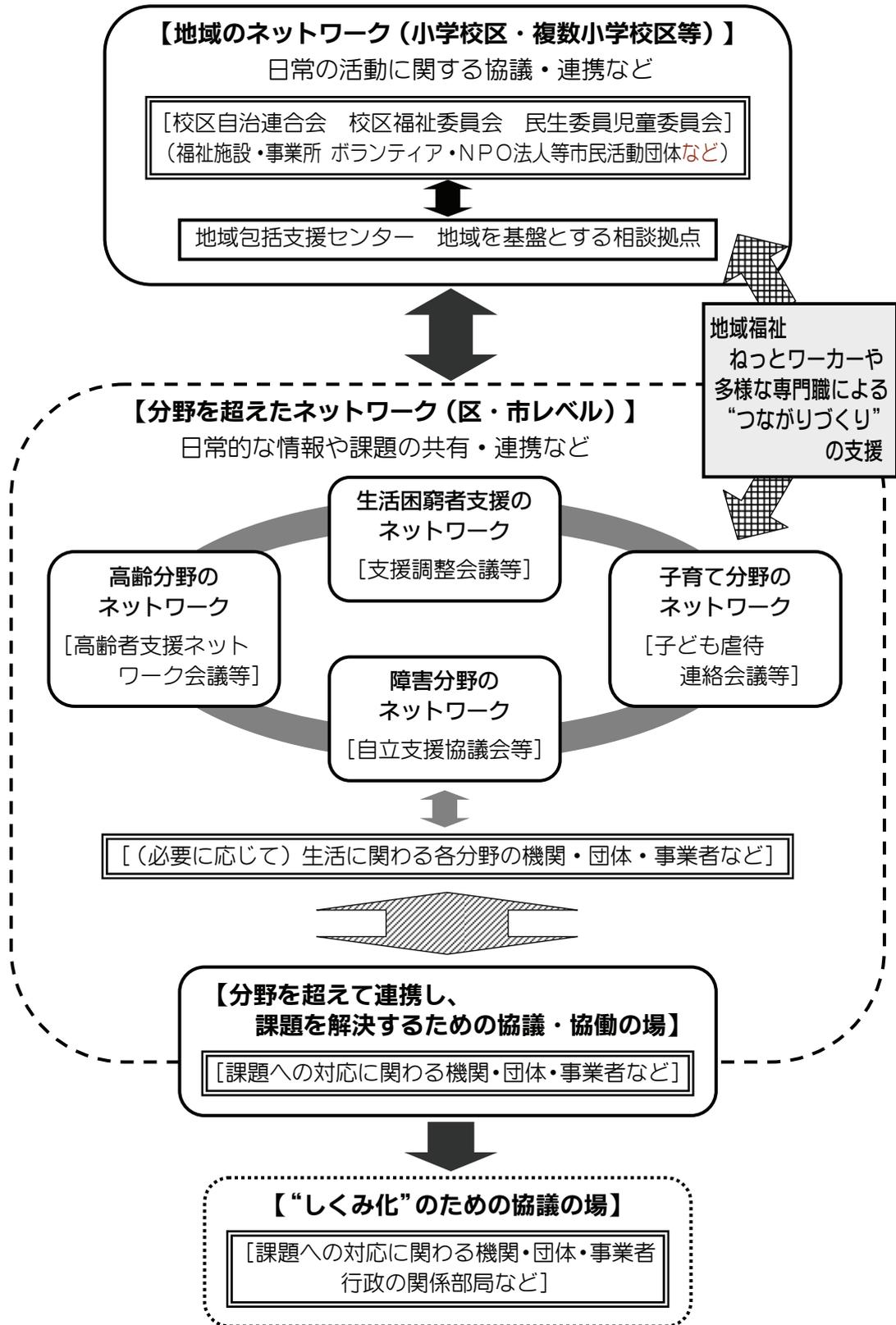
#### ○ 徘徊SOSネットワークの構築や認知症サポーターの拡大を推進します

- 認知症の方が所在不明になった場合に、地域の協力を得て早期に発見できるよう、協力機関等による「(仮称)高齢者徘徊SOSネットワーク」を構築し、高齢者の安全と家族の安心を支えます。
- 認知症になっても周囲の理解と気遣い、支援があれば、住み慣れた地域で穏やかに暮らすことができます。そのために、認知症に関する正しい知識をもち、認知症の方や家族をあたたかく見守り、支援する「認知症サポーター」の拡大を図っていきます。

#### ○ ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します

- 「だれもがしあわせな暮らしを実現できる地域づくり」の基盤として、障害の有無、年齢、性別、国籍などにかかわらず、だれもがバリアを意識することなく、自由に移動し、活動し、参画し、自己選択・自己決定することができるユニバーサルデザインのまちづくりを、市民・団体、事業者・企業、関係機関等と協働して推進していきます。
- 障害者や高齢者をはじめ、だれもが安全・安心に移動ができることを目標に「堺市バリアフリー基本構想」の策定に取り組んでいます。福祉のまちづくりの基本計画である本構想の策定により駅や駅周辺地区等における道路、主要な建物など多くの人が利用する施設のバリアフリー化をすすめます。今後も本構想の策定に取り組み、利用者のスムーズな移動の支援等ができるよう、福祉のまちづくりの推進に努めます。

《“地域福祉のネットワーク” のイメージ》



**社協が重点的に取り組むこと（第5次地域福祉総合推進計画）**

社協は、地域福祉推進の専門機関として、市民・団体・事業者などのみなさんと連携して、地域の福祉課題に対応した活動・事業を展開しています。そして、それぞれの時代の地域福祉をとりまく社会情勢をふまえた計画づくりを通じて、活動・事業や組織運営のあるべき姿をみんなで考え、実現に向けて取り組んできました。

平成5年から概ね5年ごとに策定してきた「堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画」は、「公」と「民」の協働による地域福祉をいっそう推進するという観点に立って、第4次から堺市の「地域福祉計画」と一体的に策定し、理念や基本的な方向性を共有したうえで、社協が重点的に取り組むことを定めています。

今回の第5次計画もこの考え方を引き継ぎ、「地域福祉推進のために“ともに”取り組むこと」の項目のなかから、「市が先導的・重点的に取り組むこと」とも連動しながら、社協が重点的に取り組む活動・事業を定めました。

この計画を年度ごとの事業計画に反映させるとともに、「各団体・事業者等の実施プラン」とも連携して、具体的な活動・事業を積極的に推進していきます。

（計画の内容は「堺市社協地域福祉総合推進計画策定委員会」で検討されます。）

## わたしたちの実施プラン 《その3》

### 各団体・事業者等の実施プラン

「地域福祉推進のために“ともに”取り組むこと」を、わたしたち〔市民・団体、事業者・企業など〕が得意なことで役割をしながら、協力して推進していくために、各々の「実施プラン」づくりをすすめます。

「“ともに”取り組むこと」には多くの項目がありますが、1つでも2つでもそれぞれが「できること・したいこと」や「協働してすすめたいこと」などを考えて、まわりの人や団体などにも呼びかけながら、取り組んでいきましょう。そして、振り返りを行って成果や課題を整理し、さらに新たな展開につないでいきましょう。

また、さまざまところで展開していく地域福祉の話しあいのなかで、それぞれの「実施プラン」を共有し、役割を分担しながら協働して取り組んだり、より幅広く展開していくためのしくみや事業づくりにつないでいきましょう。

#### 《各団体・事業者等の実施プランの様式》

取り組む柱と目標	すでにしていること	これからしたいこと	みんなでしたいこと
<b>1.</b> <b>“困りごと”を予防し、                      早期の支援につなぎます</b> 1) 地域福祉を知る・学ぶ 2) “困りごと”を見つける 3) 適切な支援につなぐ 4) “困りごと”を予防する			
<b>2.</b> <b>的確な支援ができるしくみと体制をつくります</b> 5) サービスや活動を充実する 6) 担い手を充実する 7) 地域での活動を支援する			
<b>3.</b> <b>暮らしやすい地域の環境を整えます</b> 8) つながりと支えあいを広げる 9) 生活しやすく安全なまちをつくる 10) 一人ひとりの権利をまもる			
<b>《その他でしたいこと》</b>			

## 地域別の実施プラン

より地域の状況に応じた地域福祉を推進していくために、区や小学校区での「実施プラン」づくりを推進します。

### 【区の実施プラン】

---

堺市が推進する「都市内分権」の考え方をふまえて、区の特性に応じた地域福祉を推進していくために、各区の「まちづくりビジョン」とも連動させて、区の特性に応じた「実施プラン」の作成を推進します。

### 【小学校区の実施プラン】

---

地域福祉活動の基本的なエリアである小学校区において、より多くの住民や関係者などに参加を呼びかけながらこのプランに基づく取り組みをすすめるなかで、地域の状況やそれぞれの思いを共有していくしかけのひとつとして、校区の「実施プラン」づくりを推進します。